



不活化ワクチン 不活化ワクチン 生ワクチン 生ワクチン
 定期予防接種の対象年齢
↔
標準的な接種時期 (数字は接種回数)
※法改正等により変更になる場合があります。

予防接種の接種間隔が一部撤廃されました

異なるワクチン間の場合、接種してから次のワクチンを接種するまでに、一定の間隔をあける必要がありました。従来は、生ワクチンなら接種してから27日以上、不活化ワクチンなら接種してから6日以上の間隔をあげないと次のワクチンを接種することができませんでした。しかし、令和2年10月1日から、その制限が一部緩和されることとなりました。今後は注射の生ワクチン間のみ接種してから27日以上空けることとし、その他のワクチンについては、制限がなくなりました。

ただし、あくまでも異なるワクチン間の接種間隔についてですので、同一ワクチンを複数回接種する際の接種間隔についての制限は従来どおりとなりますのでご注意ください。

● 定期予防接種を受ける際の注意

- ・お子さんの体調に注意し、気になることがあれば、あらかじめかかりつけの医師に相談してください。
- ・「予防接種手帳」「予防接種と子どもの健康」(出生届時に配布しています)の内容をよく読み、予防接種の効果、副反応等について理解した上で、接種を受けてください。
- ・予防接種の際には必ず保護者が同伴してください。(保護者が同伴できない場合は、事前に保護者が委任状の申請をし、委任された者が委任状を持って接種児に同伴してください。)